

司法院釈字第 477 号（1999 年 2 月 12 日）*

争 点

「受損権利回復条例」（侵害された権利の回復に関する条例）における要件および適用対象に関する規定は違憲か。
(受損権利回復条例之要件及適用対象規定違憲?)

キーワード

戒厳時期（戒厳時期）、冤罪賠償（冤獄賠償）、軍事裁判（軍法審判）

解釈文：台灣地域における戒厳令の施行期間において、軍事裁判機関による刑事事件の裁判は、その訴訟手続きが一般刑事事件と異なるのみでなく、救済機能も不足していたため、立法機関が「戒厳時期人民受損権利回復条例」（「戒厳令時期に侵害された国民の権利の復権に関する条例」。以下、「条例」と称する）を制定し、内乱罪および外患罪の罪を問われていた国民に対して、「条例」に定められている要件に該当する場合、その権利を回復させ、

または適切な賠償を与えるとした。外患罪および内乱罪の事件に限定するのは、この種の犯罪が政治的考慮の要素に左右されやすく、非常事態下の戒厳令の施行により、軍事裁判機関による事実認定や法の適用が不適切だった恐れがあると考えるからである。それ以外の刑事案件を「条例」の適用対象にしなかったのは、それが立法裁量の範囲に属する事項であるからで、憲法に違反しているとはいえない。

*翻訳者：陳洸岳

ところが、「条例」第六条は、その適用対象を「無罪判決が確定するまで拘留され、または刑の執行を受けていた者」に限定している。これによれば、不起訴処分が確定する前・後に逮捕され、その後容疑不十分として釈放されるまで拘留されていた場合、無罪判決が確定した後・有罪判決（思想改造処分を含む）の執行が終了した後にもなお拘留されまたは釈放されていなかった場合は含まれていない。これらの場合は、前記規定の場合と同じ程度の権利侵害を受け、回復してもらうべく利益を有するにもかかわらず、「条例」がなんら救済措置を講じないのは、明らかに立法上の重大な欠陥である。当該規定をこのまま適用して、無罪確定判決を受けるまで人身自由を奪われていた者にのみ賠償するならば、法律の下での国民の平等を破壊することになる。この意味では、同規定は憲法第七条に違反するというべきである。よって、同規定に含まれていない上記の諸場合の被害者は、本解釈が公布された日から二年以内に、「条例」第六条に基づいて国

家賠償を請求することができる。

解釈理由書：各裁判所の裁判官が本院釈字第371号解釈に基づき、本院に憲法解釈の申請を申し入れて、本院がそれを受理した上、争議のある法律が憲法の趣旨に反すると判断した場合、係属中の案件の長引きを避けるため、かつ権限のある機関に短い期間内に法律の修正を完成させようとも求めても事実上困難であれば、本院は憲法に符合する解釈内容を示し、それをもって遅滞のない裁判の審理に供することができる（本院釈字第471号解釈参照）。以上の説明を前提に、本件の解釈理由を敷衍する。

台湾地域には中華民国三八年（1949年）五月二〇日から同七六年七月一四日まで戒厳令が敷かれており、離島の金門・馬祖・東沙・南沙諸島には同三七年一二月一〇日から八一年一一月六日まで戒厳令が敷かれていた。この期間内の軍事裁判機関による刑事事件の審理は、適用される手続きが一般の刑事事件のそれと異なるの

みでなく、被告人に対する救済の機能も十分とはいえず、また国民の人身の自由に対する保障も正常の状態の司法手続きほど周到ではなかった（本院釈字第 436 号解釈参照）。そこで、戒厳令が解除された後、立法機関が「条例」を制定する運びとなった。「条例」によると、所定の要件を満たしている、内乱罪・外患罪を問われた国民には、復権または相当の賠償を与えられる。「条例」が内乱罪・外患罪を問われた国民を適用対象に限定したのは、この類の犯罪が政治的考慮の要素に左右されやすく、非常事態下の戒厳令の施行により、軍事裁判機関による事実認定や法の適用が不適切の恐れがあると考えるからである。それ以外の刑事案件が上記条例の適用対象に含まれていないのは、それが立法裁量の範囲に属する事項であるから、憲法に違反するとはいえない。

「条例」第六条によれば、「戒厳令の実施期間中、内乱または外患の罪を問われた国民は、無罪判決が確定したまで拘留または

刑の執行を受けていた場合、管轄権を有する地方裁判所に対して、『冤罪賠償法』の規定により国家賠償を請求することができる」。ところが、同規定には、不起訴処分が確定する前・後に治安機関に逮捕され、その後容疑不十分として釈放されるまで拘留されていた場合、無罪判決が確定した後・有罪判決（思想改造処分を含む）の執行が終了した後にもなお拘留されまたは釈放されていなかった場合は含まれていない。これらの場合は、前記規定の場合と同じ程度の権利侵害を受け、回復してもらうべく利益を有するにもかかわらず、同規定には定められていない。物事の本質に照していえば、かような規定は、理にかなわない差別的な取扱いであり、明らかに立法上の重大な欠陥である。同規定をこのまま適用して、無罪判決が確定するまで人身の自由を奪っていた国民にのみ賠償すれば、法律の下での国民の平等を破壊することになる。この意味では、同規定が憲法第七条に反するというべきである。そこで、不起訴処分が確定した前・後、治安機関に逮

捕された後容疑不十分で釈放されるまで拘留されていた場合、無罪判決が確定した後、または有罪判決（思想改造処分を含む）の執行が終了した後にもなお拘留されたは釈放されていなかった場合、それが確かな証拠があれば、無罪判決が確定するまで拘留されまたは刑の執行を受けていた者と同じく、「条例」第六条に基づき「冤罪賠償法」の規定を適用して国家賠償を請求することができる。

なお、「冤罪賠償法」第一条によれば、賠償請求の期間は不起訴処分または無罪判決が確定した日から二年以内とされているが、戒厳令の期間は三十余年にもわたっており、大多数の案件もかなり前にすでに確定していたため、同規定における二年の請求期間の制限は、「条例」が公布された日から起算するとすべきである。賠償請求期間の起算点に関しては、冤罪賠償事件を審理する終審機関も同じ見解を示しているから、憲法違反にはならないのである。よって、本解釈の趣旨に基づいて賠償を請求する場合、二年と

いう賠償請求制限期間は本解釈が公布される日から起算するとすべきである。

本解釈は、陳計男大法官による部分反対意見書がある。